



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1353	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
1354	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定	( " ).....	2
1355	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	2
1356	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
1357	寒川土地改良区の解散	(農業農村整備課).....	3
1358	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1359	〃	( " ).....	3
1360	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	3
1361	〃	( " ).....	3
1362	〃	( " ).....	4
1363	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	4
1364	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
1365	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1366	〃	( " ).....	5
1367	道路の供用開始	( " ).....	6
1368	道路の区域変更	( " ).....	6
1369	道路の供用開始	( " ).....	6
1370	海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課).....	7

### ○ 警察本部告示

19	随意契約の相手方の決定	.....	7
20	〃	.....	8

### ○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	8
	〃	( " ).....	9
	〃	( " ).....	9
	〃	( " ).....	9

## 告 示

### 和歌山県告示第1353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

3072000817	社会福祉法人博愛会	博愛園デイサービスセンター春日	和歌山県御坊市島221番地2	通所介護	令和4.12.1	令和10.11.30
3072201886	リハプライム和歌山株式会社	コンパスウォーク神島台	和歌山県田辺市神島台14番8号	通所介護	令和4.12.1	令和10.11.30

## 和歌山県告示第1354号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071601532	有田周辺広域圏事務組合	特別養護老人ホーム潮光園（ユニット型）	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2343番地1	介護老人福祉施設	令和4.12.1	令和10.11.30

## 和歌山県告示第1355号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3052280033	医療法人社団董会	介護老人保健施設田辺すみれ苑	和歌山県田辺市城山台4番5号	訪問リハビリテーション	令和4.12.1	令和10.11.30
				介護予防訪問リハビリテーション	令和4.12.1	令和10.11.30
3061590059	株式会社サザンクロス	AIありだ訪問看護ステーション	和歌山県有田市野699	訪問看護	令和4.12.1	令和10.11.30
				介護予防訪問看護	令和4.12.1	令和10.11.30

## 和歌山県告示第1356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
保険調剤ハーブ薬局	橋本市高野口町伏原188-1	杉本美保	令和4.12.1

和歌山県告示第1357号

寒川土地改良区は、令和4年12月9日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1358号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字板尾字大西682の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1359号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字板尾字岡手675の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1360号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1361号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1362号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1363号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1364号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 空中写真測量（地図情報レベル500）  
数値地形図データ作成（地図情報レベル500）
- 2 作業期間 令和4年12月1日から令和5年5月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市及び日高郡みなべ町の一部

**和歌山県告示第1365号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字中村 1744番5地先から同町三尾川字 中村1736番1地先まで	旧	4.40 } 26.58	366.29	
同上	新	8.69 } 26.58	367.00	

**和歌山県告示第1366号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町下露字本川筋 1627番1地内	旧	4.57 } 21.11	18.10	
同上	新	8.26 } 21.66	17.71	

**和歌山県告示第1367号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古座川熊野川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町下露字本川筋1627番1地内

供用開始の期日 令和4年12月9日

**和歌山県告示第1368号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町下露字本川筋 1617番1地先から同町下露字瀧 谷1615番1地先まで	旧	3.82 } 7.80	109.00	
同上	新	7.69 } 13.25	106.80	

**和歌山県告示第1369号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 古座川熊野川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町下露字本川筋1617番1地先から同町下露字瀧谷1615番1地先まで

供用開始の期日 令和4年12月9日

**和歌山県告示第1370号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸日高港海岸名田地区

2 指定場所

和歌山県御坊市名田町野島字後ヶ芝地先

3 基点の表示

- 基点1 北緯33度50分50秒2378 東経135度10分03秒5234の地点
- 基点2 北緯33度50分50秒1096 東経135度10分03秒5237の地点
- 基点3 北緯33度50分49秒8742 東経135度10分03秒0019の地点
- 基点4 北緯33度50分48秒8632 東経135度10分01秒6149の地点
- 基点5 北緯33度50分48秒6952 東経135度10分01秒6081の地点
- 基点6 北緯33度50分48秒6923 東経135度10分01秒4725の地点
- 基点7 北緯33度50分50秒6790 東経135度09分59秒3827の地点
- 基点8 北緯33度50分52秒1999 東経135度10分01秒4528の地点

4 指定区域

基点1から基点8までを順次結んだ線及び基点8と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

**警察本部告示**

**和歌山県警察本部告示第19号**

解析ネットワークシステム構築委託及び賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年12月9日

和歌山県警察本部長 山崎洋平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

解析ネットワークシステム構築委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年11月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NECAP/NESICコンソーシアム

（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

（構成員）NECネットエスアイ株式会社

東京都文京区後楽二丁目6番1号

5 随意契約に係る契約金額

58,850,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,350,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県警察本部告示第20号

人材育成トレーニングルーム構築委託及び賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年12月9日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

人材育成トレーニングルーム構築委託及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年11月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NECAP/NESICコンソーシアム

（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

（構成員）NECネットエスアイ株式会社

東京都文京区後楽二丁目6番1号

5 随意契約に係る契約金額

54,450,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,950,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告



橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画用途地域

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

---

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画特別用途地区

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

---

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画公園（2・2・25号隅田A4号公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

---

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画緑地（3号隅田A緑地）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課